

三重県子ども条例改正、三重県こども計画 (仮称) 策定の必要性について

令和 6 年 5 月 7 日

三重県

1 子どもの現状について

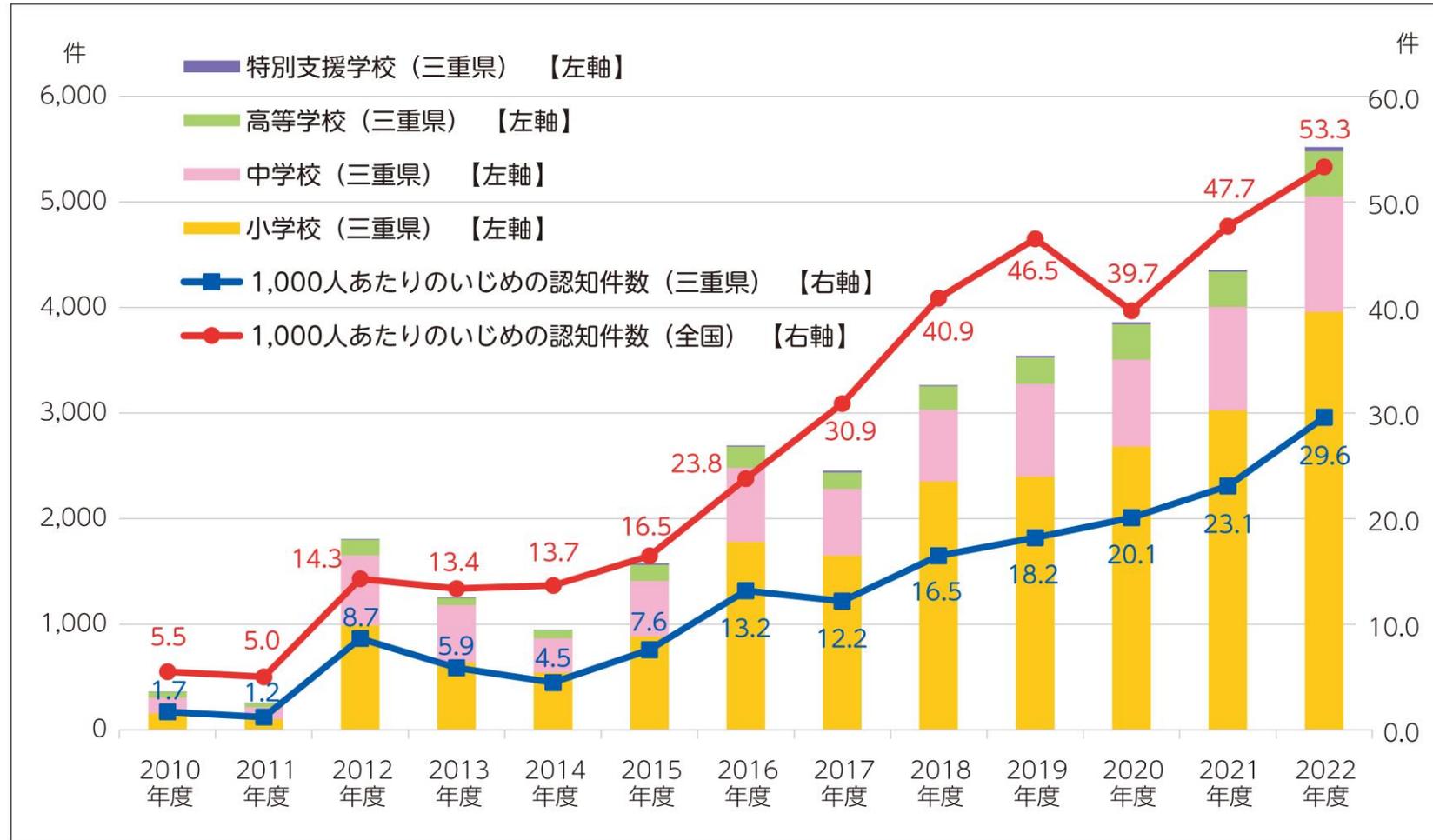
■子どもの現状について（※子ども条例改正、こども計画策定の必要性）

- （1） 困難を抱える子どもの増加、子どもの権利侵害事例の発生
- （2） 子どもを取り巻く環境の変化
- （3） こども基本法の制定（令和5年4月）
- （4） 子どもの権利に関する子ども当事者の認知度の低さ

1-(1) 困難を抱える子どもの増加、子どもの権利侵害事例の発生

いじめ

いじめの認知件数の推移

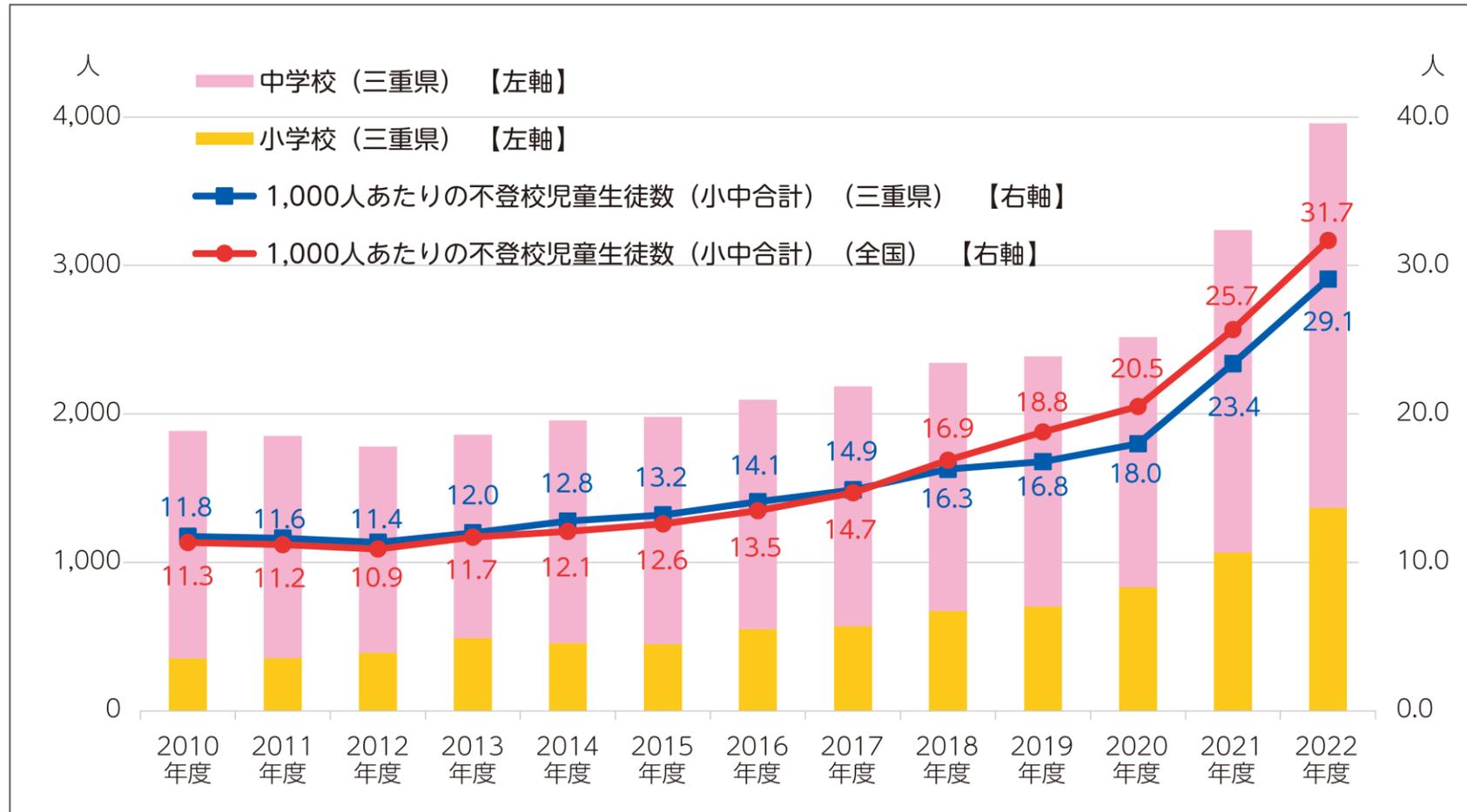


資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」（2015年度以前は、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（旧調査名））

1-(1) 困難を抱える子どもの増加、子どもの権利侵害事例の発生

不登校

不登校児童生徒数（小学校・中学校）の推移（三重県）

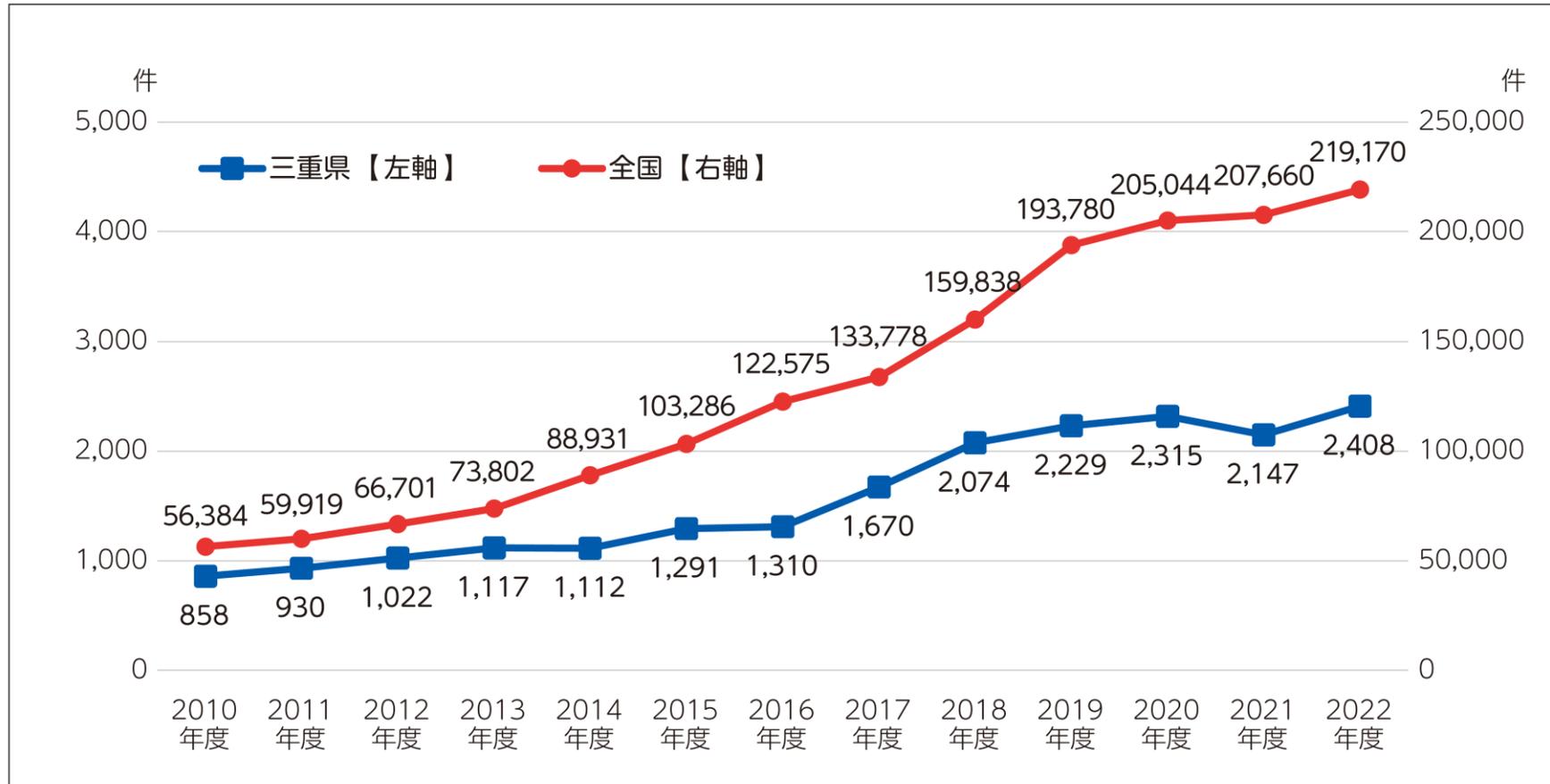


資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」

1-(1) 困難を抱える子どもの増加、子どもの権利侵害事例の発生

児童虐待

児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（三重県）

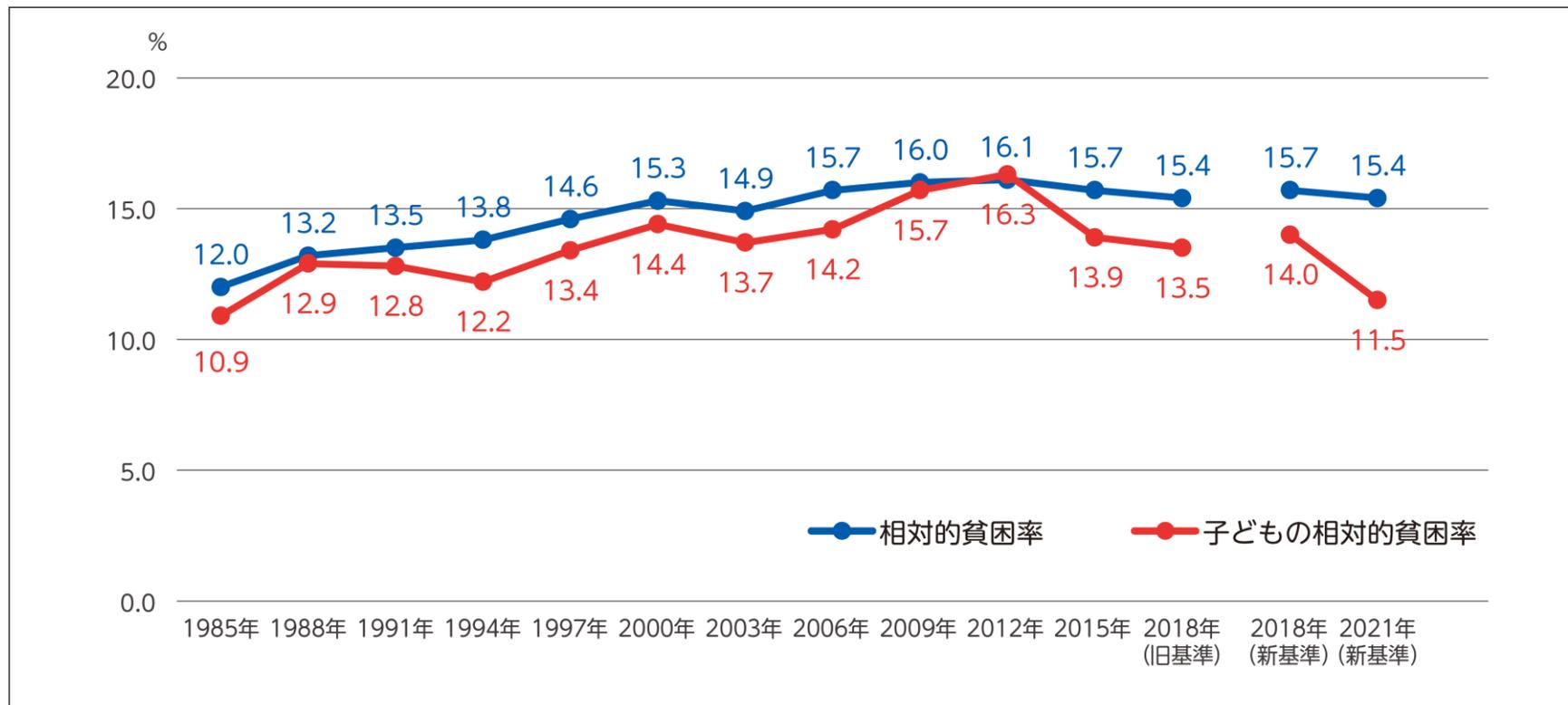


資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

1-(1) 困難を抱える子どもの増加、子どもの権利侵害事例の発生

貧困

相対的貧困率の推移（全国）



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

「国民生活基礎調査」における〈相対的貧困率〉と〈子どもの相対的貧困率〉

〈相対的貧困率〉一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合

※貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額

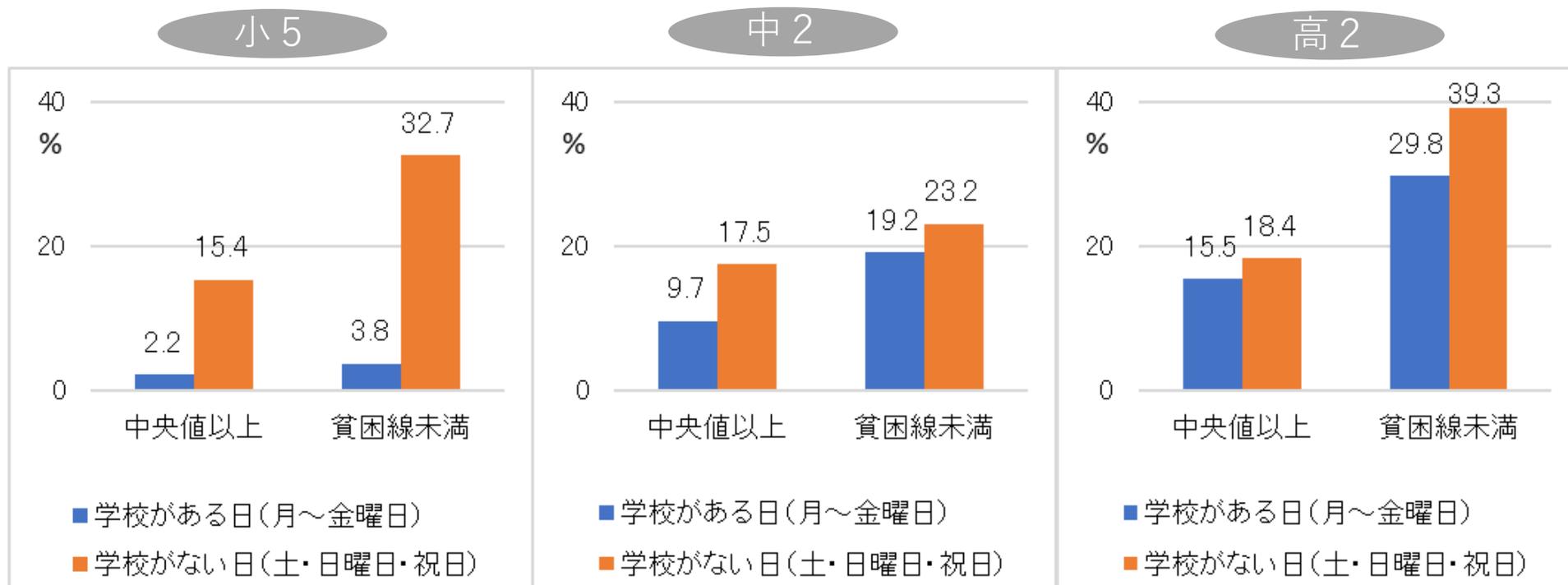
〈子どもの相対的貧困率〉17歳以下の子ども全体に占める等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合

※「新基準」は、2015年に改訂されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いて算出

1-(1) 困難を抱える子どもの増加、子どもの権利侵害事例の発生

貧困

■ 学校の授業以外の1日当たりの勉強時間について「まったくしない」と答えた割合（三重県） （R5年度）



資料：三重県子ども条例に基づく調査（令和5年度）

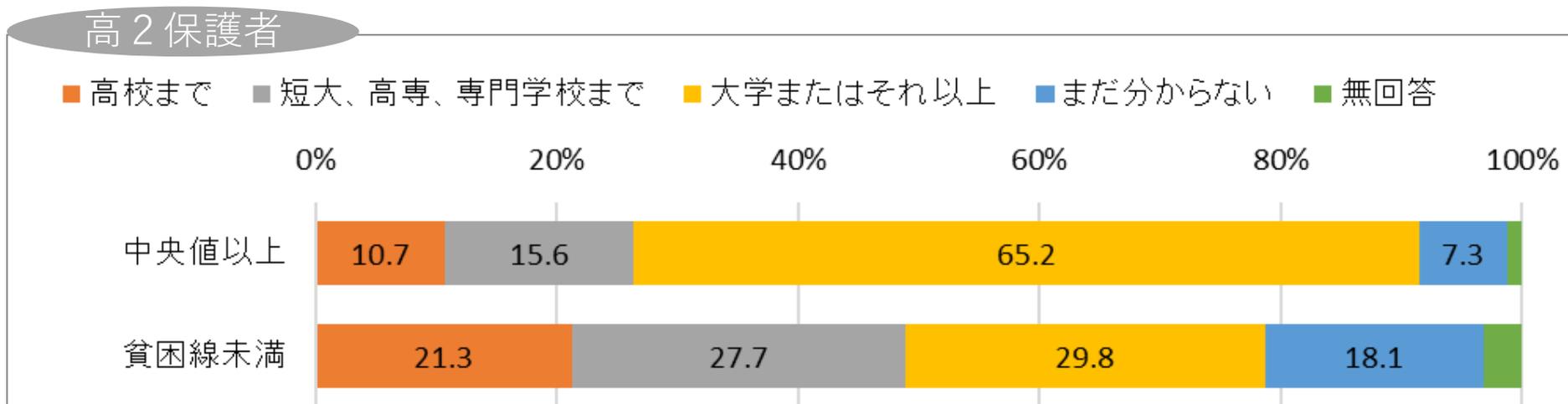
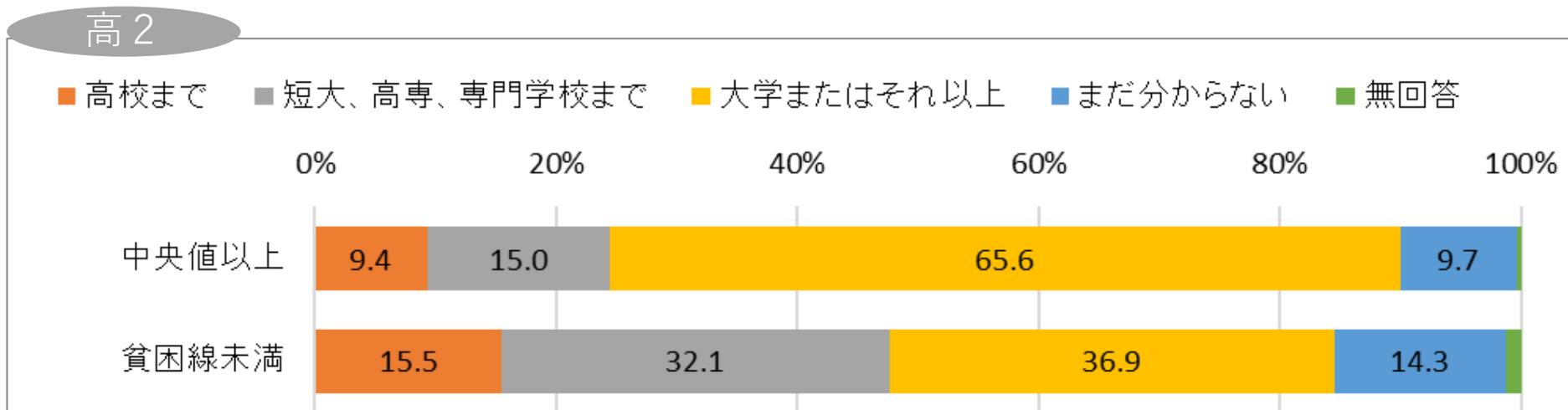
≪「三重県子ども条例に基づく調査」における等価世帯収入による分類≫

- ・ 保護者調査における年間収入に関する回答の各選択肢の階級値（階級の真ん中の値）をその世帯の収入の値とする。（「50～100万円未満」であれば75万円とする）
- ・ 上記の値を、保護者調査で把握した家族の人数の平方根で除す。
- ・ 上記の方法で算出した値（等価世帯収入）の中央値を求め、その2分の1を「貧困線」とし、「中央値以上」、「貧困線以上、中央値未満」、「貧困線未満」の3つに分類

1-(1) 困難を抱える子どもの増加、子どもの権利侵害事例の発生

貧困

■ 将来、どの段階まで進学したいか（三重県）（R5年度）

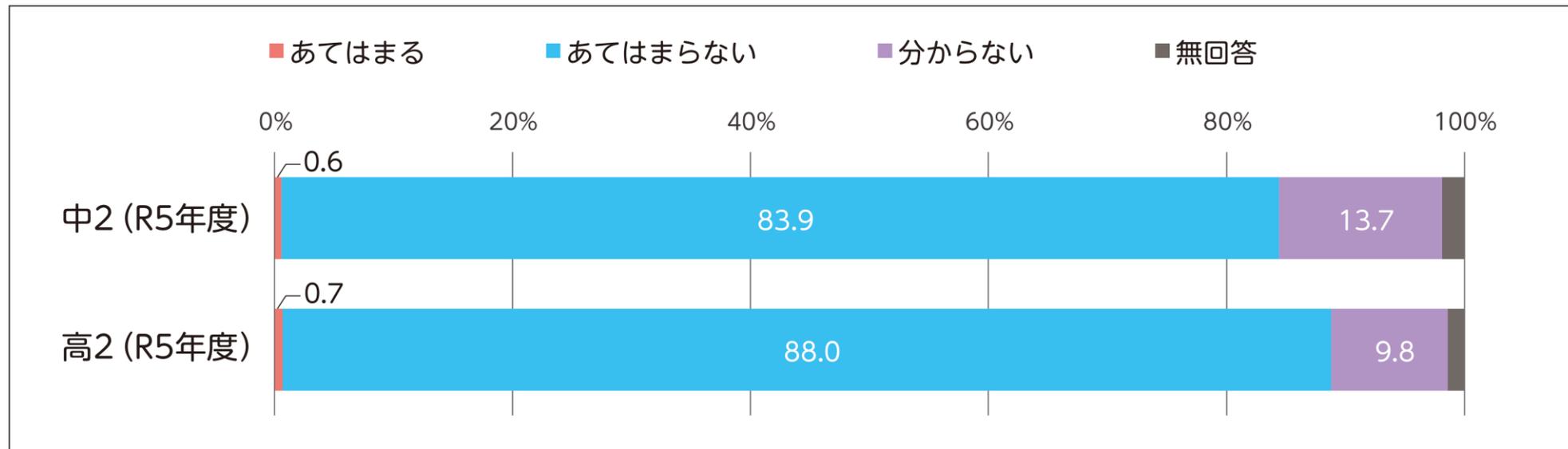


資料：三重県子ども条例に基づく調査（令和5年度）

1-(1) 困難を抱える子どもの増加、子どもの権利侵害事例の発生

ヤングケアラー

■自身がヤングケアラーにあてはまると思うか（三重県）



資料：三重県子ども条例に基づく調査（令和5年度）

《ヤングケアラー》

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

権利侵害事例

■ 不適切保育事例

(事案の概要)

社会福祉法人花園福祉会が運営する幼保連携型認定こども園 長寿認定こども園の保育教諭らが不適切保育等を行っている疑いが認められ、令和5年6月から桑名市と三重県が合同で特別監査を行いました。監査の結果、虐待等が認められたため、同年9月、県は法人に対し改善勧告等（行政指導）を行いました。

■ 児童虐待による死亡事例

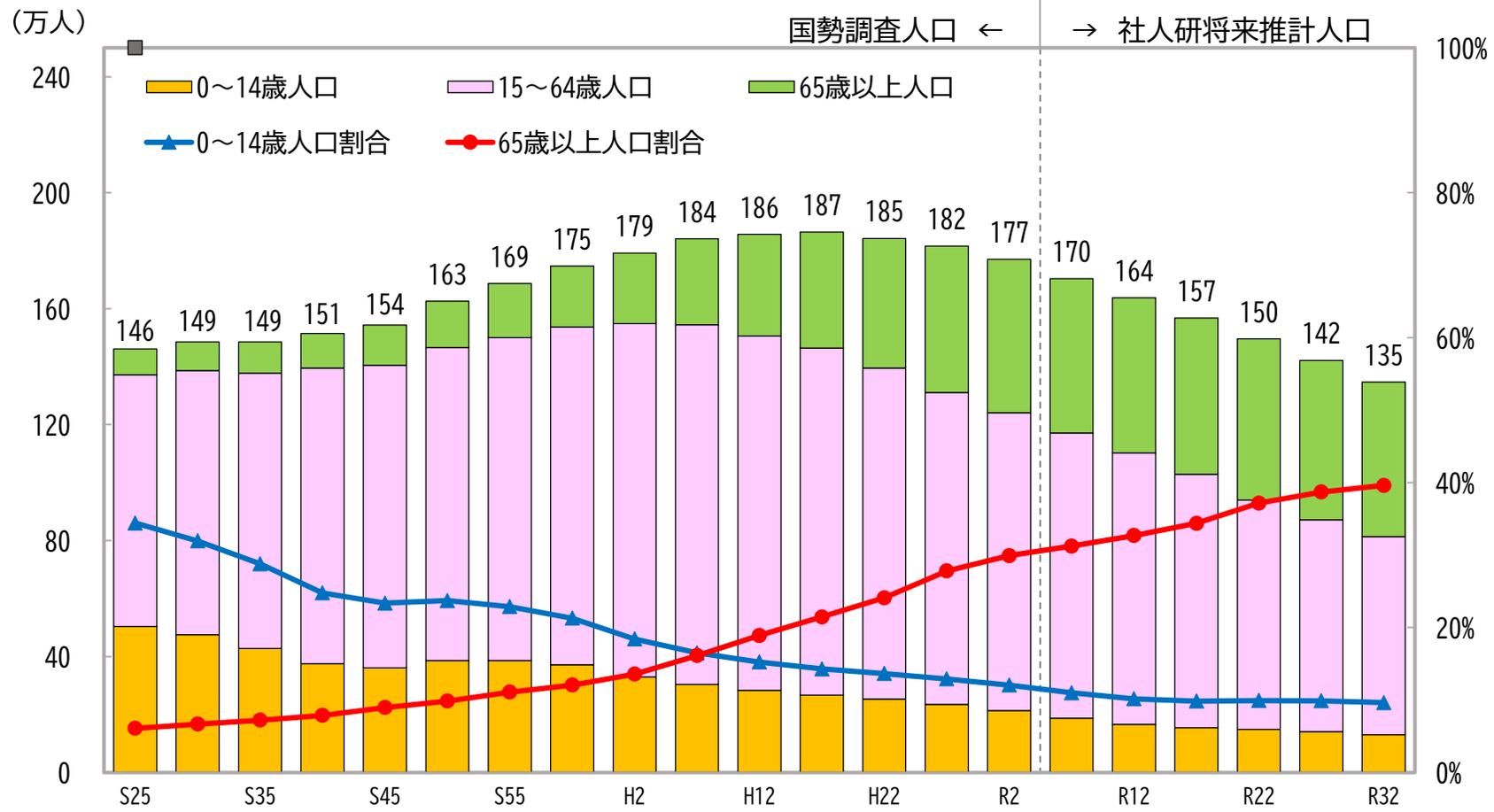
(事案の概要)

中勢児童相談所が関与していた4歳の女兒（以下「本児」という。）が令和5年5月26日に死亡し、同年6月29日に本児の母親が傷害致死容疑で警察に逮捕され、同年7月20日に傷害致死罪で起訴されました。令和6年3月8日、津地裁で懲役6年の実刑判決が言い渡されました。

1-(2)子どもを取り巻く環境の変化

少子・高齢社会の進行

年齢3区分別人口の推移（三重県）

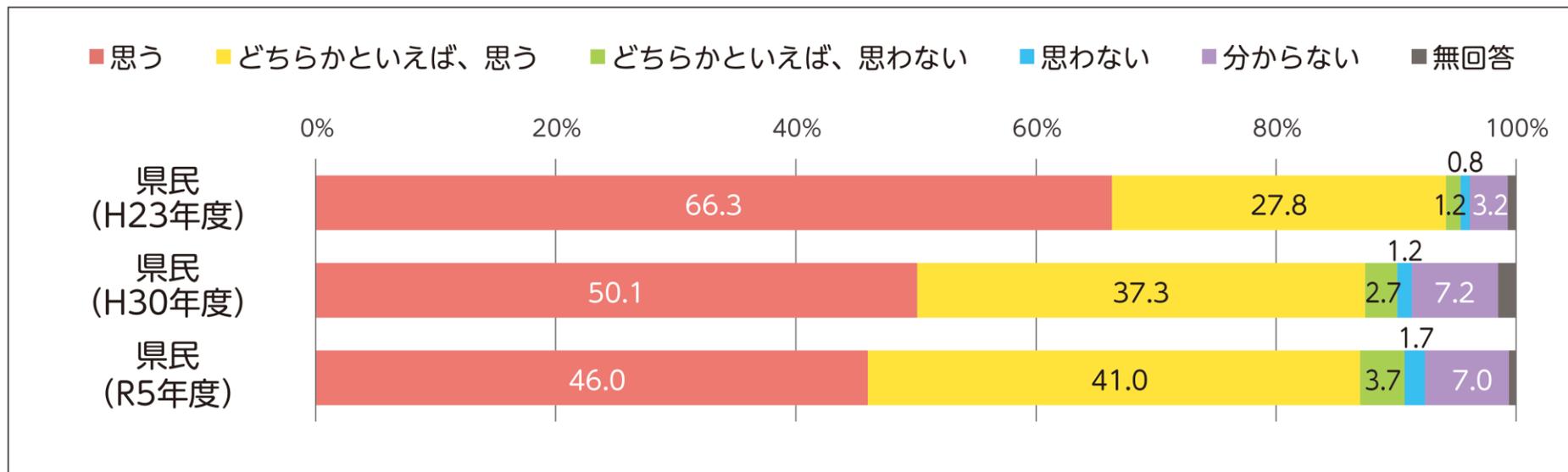


資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

1-(2)子どもを取り巻く環境の変化

地域の関わり

■子どもたちの育ちを見守り、応援したいと思うか。(県民調査) (三重県)

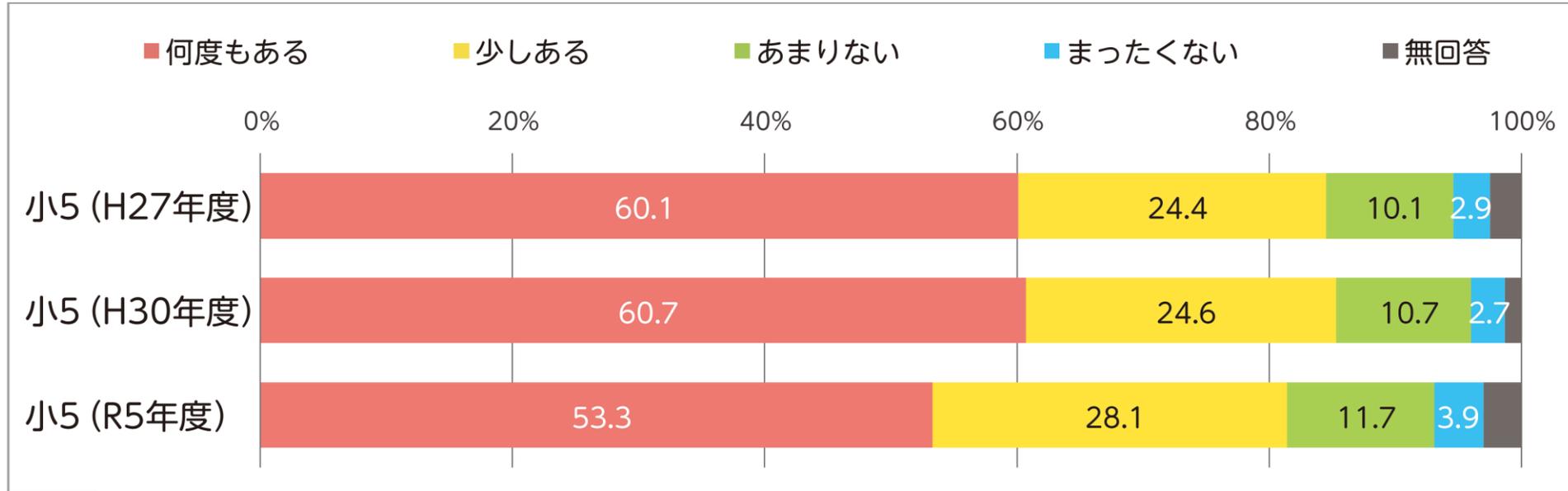


資料：三重県子ども条例に基づく調査

1-(2)子どもを取り巻く環境の変化

体験

■家の人と一緒に地域の祭りや行事に参加したことがあるか（三重県）



資料：三重県子ども条例に基づく調査

1-(2)子どもを取り巻く環境の変化

体験

■住んでいる地域で取り組んでみたいこと（複数回答）（三重県）

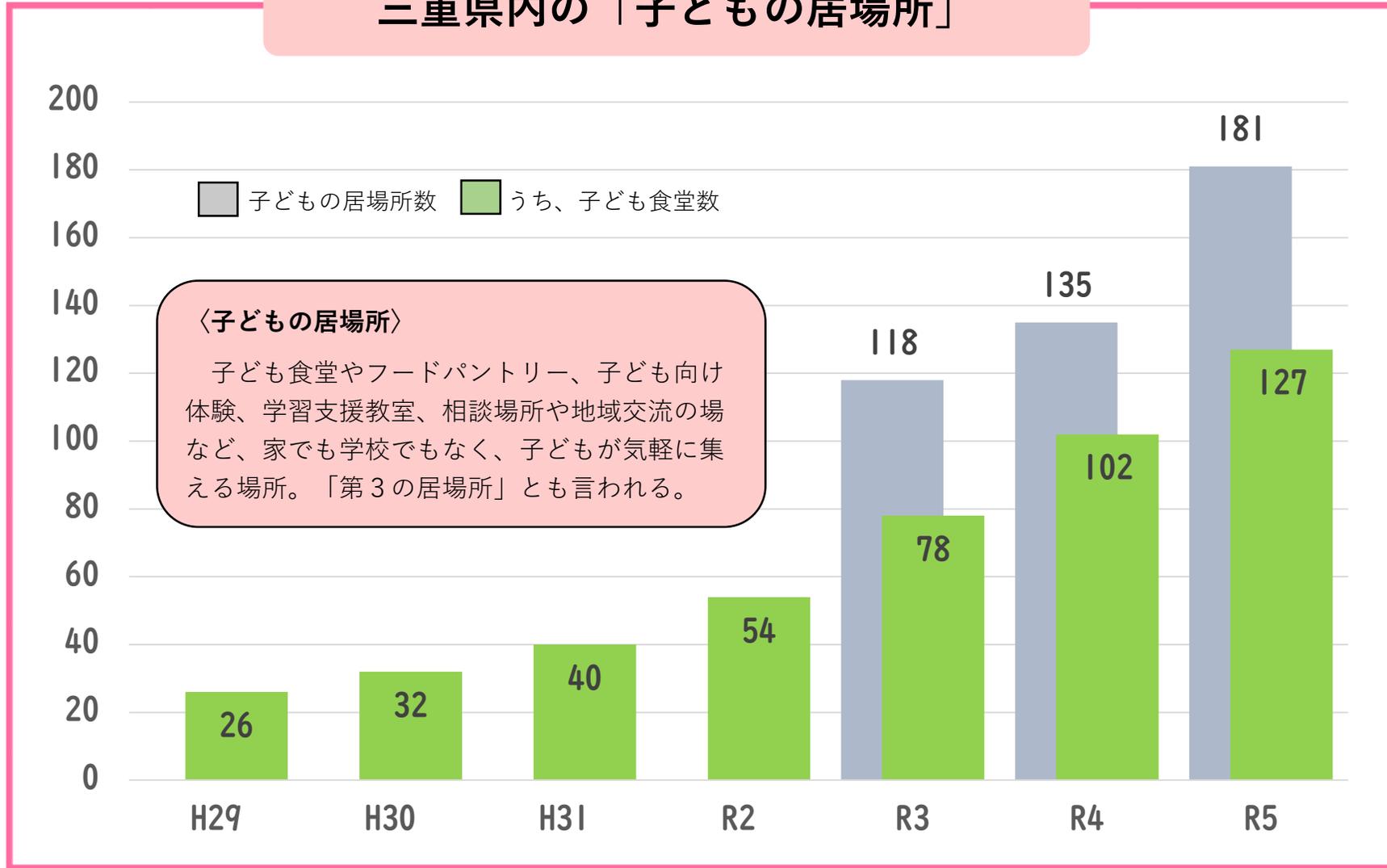
	小学5年生			中学2年生			高校2年生		
	H23年度	H30年度	R5年度	H23年度	H30年度	R5年度	H23年度	H30年度	R5年度
地域の歴史や文化について勉強する	16.0	③ 25.8	16.9	12.3	14.8	13.7	8.2	9.2	12.5
農業、漁業、伝統工芸など、地域の産業を体験する	② 24.0	② 29.4	③ 17.5	11.6	16.5	13.7	7.1	9.2	12.9
地域の大人と意見交換などをする	4.9	6.7	4.2	3.1	6.1	4.9	4.8	5.3	6.7
地域の行事を計画する	14.1	20.1	12.8	7.6	18.0	13.3	7.3	11.0	14.9
地域のスポーツクラブやサークルで活動する	21.3	③ 25.8	13.9	② 16.5	③ 22.2	③ 16.2	② 19.1	② 21.6	③ 18.7
お年寄りや昔遊びなどで交流する	22.4	22.9	12.0	6.0	10.6	8.3	7.5	6.2	6.6
異なる年齢の子どもと一緒に遊んだり、活動したりする	① 30.3	① 36.7	② 22.2	③ 15.3	② 26.5	② 21.2	③ 15.0	③ 18.7	② 23.1
町の美化活動をする	9.4	19.4	15.9	9.2	14.9	13.6	10.4	14.5	15.2
防災活動など地域の安全を守るための活動をする	14.4	20.0	13.5	6.3	12.3	9.0	4.7	8.9	9.9
いろいろな国の人と交流する	18.2	24.4	13.8	8.8	17.3	10.7	9.4	11.3	14.5
その他	1.3	3.4	1.2	1.2	1.3	0.8	1.1	1.4	0.8
特にしたいことはない	③ 23.2	20.8	① 36.3	① 43.0	① 37.2	① 42.6	① 41.7	① 39.8	① 38.2
無回答	6.7	2.3	3.4	8.2	3.0	3.3	9.1	2.8	1.8

資料：三重県子ども条例に基づく調査

1-(2)子どもを取り巻く環境の変化

子どもの居場所

三重県内の「子どもの居場所」

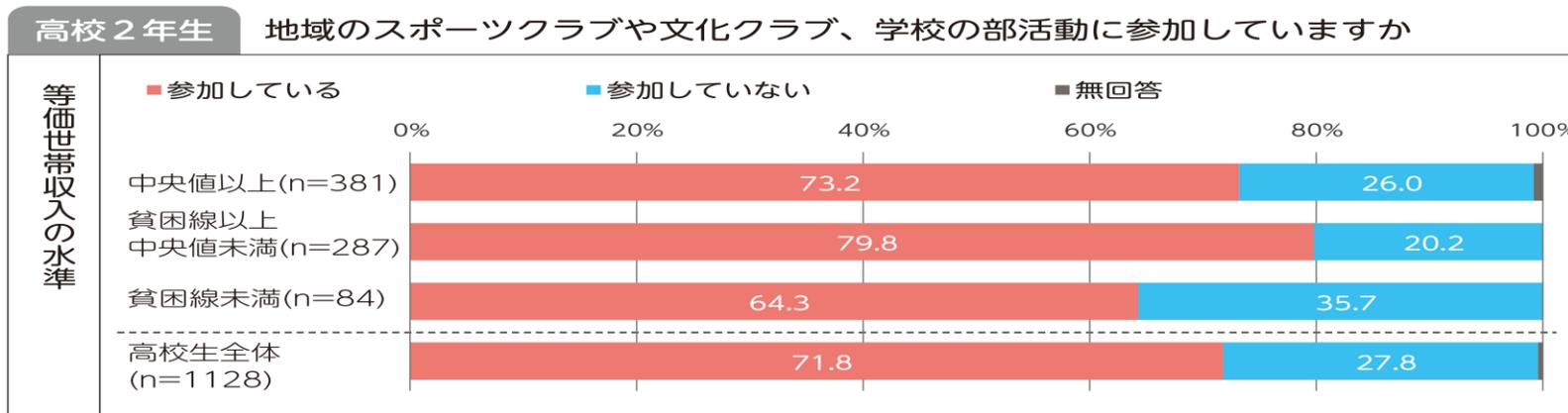
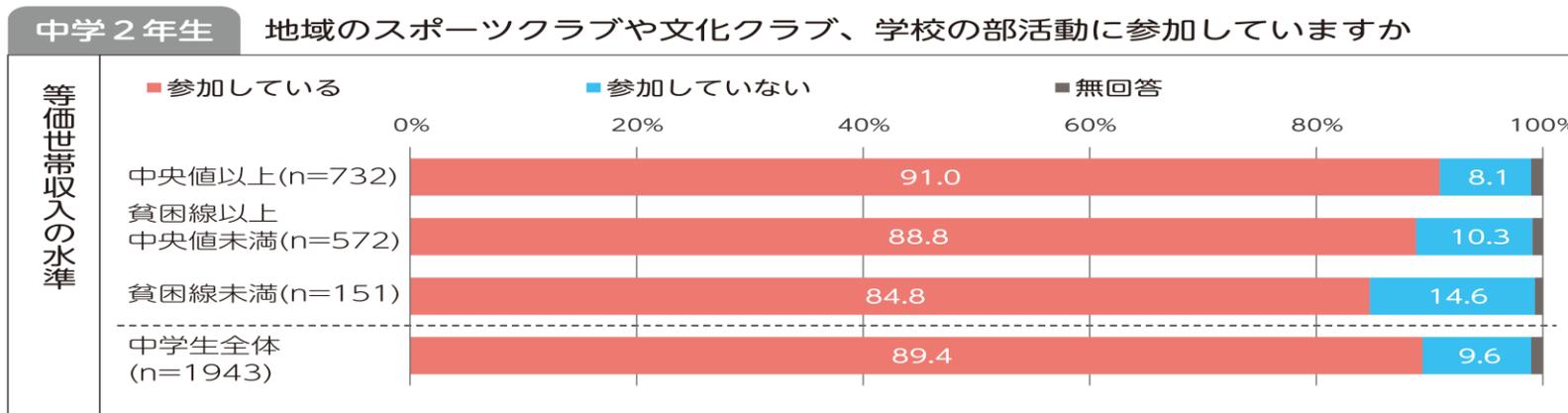


資料：三重県が実施する“子どもの居場所”支援事業

1-(2)子どもを取り巻く環境の変化

体験格差

■地域のスポーツクラブや文化クラブ、学校の部活動に参加しているか（三重県）（R5年度）

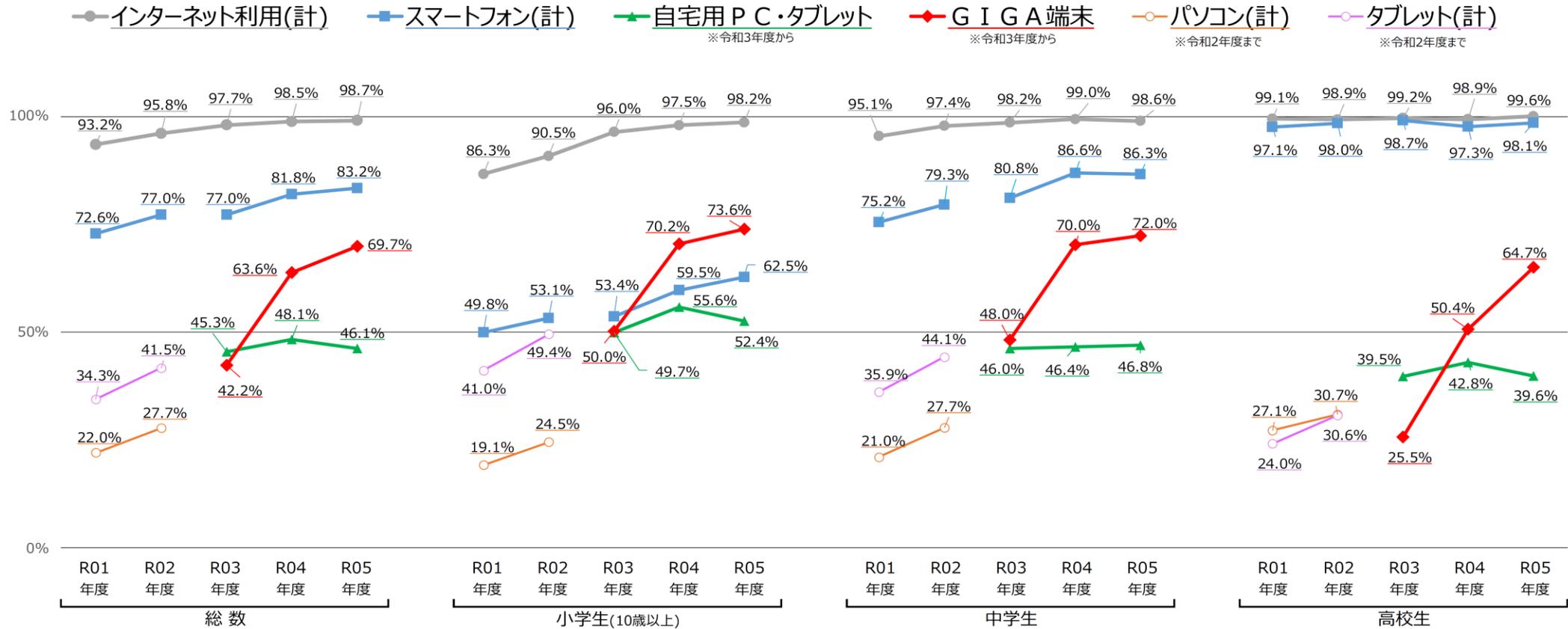


資料：三重県子ども条例に基づく調査（令和5年度）

1-(2)子どもを取り巻く環境の変化

インターネットの利用

青少年の機器ごとのインターネット利用状況（令和元年度から令和5年度）



資料:こども家庭庁「令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査」

〈G I G A 端末〉

文部科学省が推進するG I G Aスクール構想（児童・生徒の1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想）において、学校から配布・指定されたパソコンやタブレット等

こども基本法の重要ポイント！

こどもの意見の反映（第11条）

国や地方公共団体は、こども施策の策定・実施・評価にあたり、対象となるこども・こどもの養育者・その他関係者の意見を反映させるための措置を講ずる。

こども大綱（第9条）

国は、こども施策に関する大綱を定めなければならない。

自治体こども計画（第10条）

都道府県・市町村は、こども大綱等を勘案して、こども施策についての計画を定めるよう努める。

こども大綱

こども基本法で規定

- こども大綱とは・・・
国のこども施策に関する基本的な方針や重要事項等を定めたもの
- 目指すのは「こどもまんなか社会」・・・
全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

施策の範囲

これまで別々に作成されてきた
3つの大綱を1つに束ねている。

少子化社会対策大綱

子供・若者育成支援推進大綱

子供の貧困対策に関する大綱

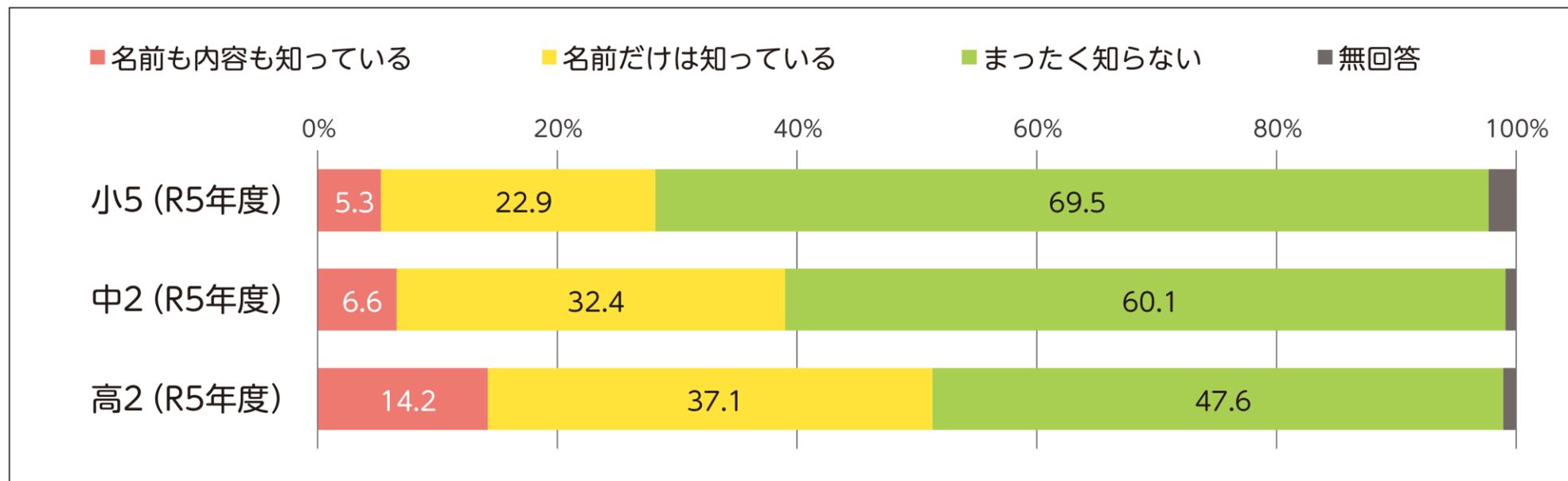
目標（抜粋）

- ・ 「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合 70%
- ・ 「生活に満足している」と思うこどもの割合 70%
- ・ 「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ） 70%
- ・ 「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合 70%

1-(4) 子どもの権利に関する子ども当事者の認知度の低さ

権利の認知度

■子どもの4つの権利（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）について知っていますか。（三重県）



資料：三重県子ども条例に基づく調査（令和5年度）

三重県子ども条例①

前文（第1段落）

子どもは、一人ひとりかけがえのない存在である。そして、子どもには生まれながらに豊かに育つための権利がある。それは、安心して生きること、虐待やいじめそしてあらゆる暴力や差別から守られること、自らの力を発揮して成長すること、そして、思いや意見が尊重されることである。子ども一人ひとりが人として大切にされ、豊かに育つことができるよう子どもの権利が守られなければならない。

前文で児童の権利に関する条約の4つの柱（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）について記載しているが、条例本文では、子どもの権利の具体的な内容は規定していない！

三重県子ども条例②

第1条～第2条

(目的)

第1条 この条例は、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりについて、基本理念を定め、並びに県の責務並びに保護者、学校関係者等、事業者、県民等及び市町の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的に推進し、もって**子どもの権利が尊重される社会**の実現に資することを目的とする。

(定義)

こども基本法の基本理念では、全てのこどもの基本的人権が「保障」と記載

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

こども基本法では、こどもを「心身の発達の過程にある者」と定義

(1)子ども **18歳未満の者**をいう。

(2)保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護するものをいう。

(3)学校関係者等 教育、福祉その他の子どもの育成に関連する分野の事務に従事する者をいう。

三重県子ども条例③

第3条～第4条

(基本理念)

第3条 子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 子どもを権利の主体として尊重すること。
- (2) 子どもの最善の利益を尊重すること。
- (3) 子どもの力を信頼すること。

こども基本法の基本理念には、児童の権利に関する条約のいわゆる4原則が盛り込まれている。

- ①差別の禁止
- ②生命、生存及び発達に対する権利
- ③児童の意見の尊重
- ④児童の最善の利益

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、次条から第9条までに規定する役割に配慮するものとする。
- 3 県は、第10条の規定により、連携し、及び協働して行われる取組を支援するものとする。

三重県子ども条例④

第11条

(施策の基本となる事項)

児童の権利に関する条約の4つの柱（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）を網羅していない。

第11条 県は、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項の確保を旨とするものとする。

(1)子どもの権利について、子ども自身が知り、及び学ぶ機会並びに県民が学ぶ機会を提供すること。

(2)子どもに係る施策に関して、子どもが意見を表明する機会を設け、参加を促すとともに、子どもの**意見を尊重**すること。

こども基本法では、こどもや子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることを求めている。

(3)子どもが、自らの力を発揮して育つことができるよう、主体的に取り組む様々な活動を支援すること。

(4)子どもの育ちを見守り、及び支えるための人材の育成を行うとともに、保護者、学校関係者等、事業者、県民及び子どもに関わる団体並びに市町が行う活動の促進が図られるよう、環境の整備を行うこと。

三重県子ども条例⑤

第12条～第15条

(相談への対応)

第12条 県は、**子どもからの相談に対応する窓口を設置**し、国その他の関係機関と連携した適切な対応を行うものとする。

- ・子ども専用相談電話（こどもほっとダイヤル）を設置
- ・権利侵害に対する救済の仕組みは設けていない。

(広報及び啓発)

第13条 県は、子どもの育ちについての県民の関心及び理解を深めるとともに、県民が行う子どもの育ちを見守り、及び支える活動を促進するため、必要な広報及び啓発を行うものとする。

(調査)

第14条 知事は、子どもの生活に関する意識、実態その他のこの条例に基づき県が行う施策の推進に必要な事項を調査し、その結果を公表するものとする。

(年次報告)

第15条 知事は、毎年、この条例に基づき県が行う施策の実施状況を評価し、これを年次報告として取りまとめ、公表するとともに、施策への反映に努めるものとする。

(1) 困難を抱える子どもの増加、子どもの権利侵害事例の発生

いじめの認知件数、不登校児童生徒数、児童虐待相談対応件数の増加や、県内で児童虐待による死亡事例や不適切保育事案が立て続けに発生したことをふまえ、行政機関をはじめ、子どもに関わるすべての人の、子どもの権利保障に向けた主体的な取組を促進するため、子どもの権利に対する意識を高める必要がある。

(2) 子どもを取り巻く環境の変化

少子・高齢社会の進行に伴う子どもや子育て家庭への地域の関わりの減少や、地域コミュニティの変容、家庭の経済状況による体験格差が生じている状況、スマートフォンの普及やSNS利用の増加によるコミュニケーションの多様化等をふまえ、新たな対策を講じるための方針を打ち出す必要がある。

(3) こども基本法の制定（令和5年4月）

子どもを「心身の発達の過程にある者」と定義したうえで、子ども施策を行ううえでの基本理念や、子どもなど当事者の意見を反映する措置（義務）、都道府県こども計画の策定（努力義務）が規定されており、条例をこども基本法の趣旨に沿った内容に見直す必要がある。

(4) 子どもの権利に関する子ども当事者の認知度の低さ

子どもの権利（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）について、内容を知っている子どもの割合は小中学生で6%前後、高校生でも14%と低い（子ども白書2024）状況であり、現条例では前文に記載するにとどまっている「子どもの権利」を、条例本文に規定したうえで啓発を強化する必要がある。

4 子ども条例改正・こども計画策定のポイント(おおまかな方向性)

◆子ども条例改正のポイント (おおまかな方向性)

- ①子どもの権利を守るための条例に改める。
- ②子どもの権利（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）に対応した大括りの政策を規定し、各施策を包含する。

4 子ども条例改正・こども計画策定のポイント(おおまかな方向性)

◆こども計画策定のポイント (おおまかな方向性)

- ①子ども条例に基づき、子どもの権利を守るための県の主要な子ども施策を網羅した計画とする。
- ②国のこども大綱に含まれる「少子化対策」に関わる県施策（就労、結婚、妊娠、出産の希望をかなえる取組）についても、計画に盛り込むこととする。
- ③計画期間は、令和7年度から11年度までの5か年とする。